

## ご存知ですか？「退職者医療制度」について



「退職者医療制度」での国保被保険者証

「退職者医療制度」とは？

長い間会社や役所などに勤めていて退職し、老齢または退職を事由とする厚生年金などを受給できる65歳未満の人とその被扶養者は、国民健康保険の「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

被扶養者とは？

次の条件にすべて当てはまり、退職被保険者本人と同一世帯に属している人です。

①国保に加入している65歳未満の人  
②退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の

## 手続きに必要なものは?

部負担金（自己負担分）と国民健康保険税のほか、社会保険や共済組合からの拠出金が財源となっています。対象者が届け出をしないと、本来拠出金として負担すべき医療費まで町の国保が負担することになります。対象者となられたら、必ず届け出をお願いします。

なお、国保税の算定方法および医療機関にかかったときの自己負担割合などについては、一般の国保と同

・国民健康保険被保険者証  
・厚生年金などの年金証書  
印かん

町住民生活課で手続きを受け付けます。次のものをご準備ください。

様です。

次の条件にすべて当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

12月4日（土）～10日（金）は、  
第28回甲佐町「人権週間」です。

・ 政無線) 午前7時  
町民集会(町生涯学習センター)  
午前9時30分

12月4日（土）～10日（金）は、  
第28回甲佐町「人権週間」です。

政無線) 午前7時  
・町民集会(町生涯学習  
午前9時30分

センター)

■第28回甲佐町「人権週間」

【行事日程】

12月4日から10日まで  
甲佐町「人権週間」です



昨年の甲佐町「人権調査」での町民集会

- 9日（木）午前9時  
広報巡回活動
  - 10日（金）午前9時  
終わりの言葉〔実行委員長〕（町防災行政無線）午後9時
  - 「人権週間」期間中  
人権作品展示〔毛筆・硬筆・ポスター・標語〕（甲佐ショッピングセンター・エ・ラ、町総合保健福祉センター、町生涯学習センターセンター）

町民センター 096-234-2459

## 史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#4



鎧連弁（しのぎれんべん）といわれる模様が特徴的

### ■ 陣ノ内館跡から出土した

#### 中国・龍泉窯の青磁

陣ノ内館跡では、縄文時代から江戸時代までに製作された多種多様な土器が出土しますが、中には変わった土器も出でてきます。

その一つに、青磁があります。青磁とは、古くは中国で作られ、最近では、日本でも作られる磁器の一つです。

例えば、右の写真でご紹介しているものは、中国の龍泉と呼ばれる地

方の窯で焼かれた椀の縁の部分で、館跡の土墨の脇から出土したものです。鎧蓮弁（しのぎれんべん）とい

われる模様が特徴的で、形が完全に残つていれば、器の根元から縁の部分まで蓮の花びらが広がつたようみえる、非常にきれいな逸品であつ

たと思われます。

館跡で出てくる磁器は、残念ながらすべて割れた状態で出土しています。しかし、このような磁器が館跡から出土することで、広大なアジア大陸と甲佐が歴史的につながっていたという想像力をかきたてられるのです。

実は、この龍泉という場所は、中國の中でも南側の内陸部に位置します。そこで焼かれたものが、当時ににおいては中国と甲佐との間で直接交易をしていなかつたとしても、回りまわって九州の熊本の中でも甲佐のこの地にやつてきました。それだけ珍重されたということで、この出土した青磁にも「お疲れ様」と言いたくなりります。

史跡の発掘調査が全国的に行われる中で、館跡と同時期の日常生活の中にも、中国の磁器がかなり入り込んでいたのが分かつてきました。もちろん、日本で作られた磁器も使われていました。

しかし、館跡に関しては、国産の磁器の出土は非常に少なく、海外、特に中国の磁器ばかりが使われています。鎧蓮弁（しのぎれんべん）といふかしの城主は、「違う」の分かれることで、異國趣味だつたと言えるのではないでしょうか。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ☐klg110@town.kosa.lg.jp

### ■ 本町から始まった家事育児教育

『広報こうさ』9月号で、中学生の赤ちゃん触れ合い体験が紹介されていました。「男女が共に家事育児を行うこと」を進める学校教育は、

本町で先進的に始められました。

甲佐中学校では、昭和50年代後半

に男女が共に家庭科を学び始め、当時、全国に発信されました。「息子が一生懸命にショートパンツを縫う姿を見て、これからは男も家事育児をする時代になるんだな」と啓発されたお母さんは今日まで共働きを続

けておられ、その息子さんも夫婦共働きで共にがんばっています。

甲佐高校では、昭和40年代前半に選択科目で男女が家庭科を共に学び始めています。この実践は、全国へ

「家庭科を男女で学ぶ」教育課程と



「男女が共に家事育児を行うこと」への取り組み

なり広がつていきました。昭和57年からは男女が共に調理実習や保育園実習を行い、高齢化が進む中で、特別養護老人ホームでの食事介護体験実習も行っています。

同高生徒は平成3年、甲佐健康クラブと合同調理実習を行いました。一人暮らしの男性高齢者が「自分の健康は自分で守らにや、ほかにしてくれるもんがおらんけん、このクラブで料理ば習いよる」と話して男子生徒と楽しく調理し、会食では自分

の健康を維持するために家事もしつかりするという事例を聞きました。「男子、厨房に入らず」の考え方から母親の家の下で育つた男子生徒たち、その一部はこの家庭科授業に消極的でした。元気な高齢者に出会

い、「家事はこれからの自分のため大切なこと」と気付いたのでした。文部省は女子差別撤廃条約の課題であつた男女別の教育課程を改訂し、平成8年度以降全国の高校で男女が家庭科を学んでいます。生活的に自立することが、男女共同参画社会づくりを推進します。

▼お問い合わせ先  
甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）  
☎096-234-1111  
(内線102)

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ☐klg106@town.kosa.lg.jp